

防大総第608号
平成28年4月25日

人材確保統括官
各 部 長 殿
総合情報図書館長
各 学 群 長

防衛大学校長
(公印省略)

セクシュアル・ハラスメントの防止等について (通達)

改正 平成30年3月30日防大総第346号

標記について、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第29号。以下「訓令」という。）第8条に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について（通達）（防人1第1889号。11.3.31）。以下「運用通達」という。）及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する注意事項について（通達）（防人1第2253号。11.4.19）によるほか、下記により実施されたい。

なお、セクシュアル・ハラスメントの防止等について（通達）（防大総第461号。平成11年5月10日）は廃止する。

記

1 目的

この通達は、防衛大学校の職員、本科学学生、研究科学生及び研修生（以下「職員等」という。）がその能力を十分に発揮できるような勤務環境を確保することを目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な細部事項について定めるものである。

2 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 監督者

訓令第4条第2項に示す「職員を監督する地位にある者」をいい、係長等以上の職に補職されている者で事実上監督すべき部下等を有する者として、次に掲げる者とする。

ア 学校長、副校長、幹事

イ 部長、先端学術推進機構長、総合情報図書館長、学群長

ウ 課長、先端学術推進機構事務室長、総合情報図書館事務長、学科長、教育室

- 長、センター長、研究科長、学術情報官、部門長
- エ 課長補佐、室長補佐、事務室長補佐、監査官、調査官、専門官、調整官、班長、係長
- オ 総括首席指導教官、総括首席指導教官補佐、首席指導教官、指導教官
- カ 教授、准教授、講師
- キ 校友会部長、校友会顧問

(2) 相談員

訓令第7条に規定するセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談を受ける職員をいう。

3 不利益取扱いの禁止

職員等は、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントへの対応に起因してその勤務条件につき、いかなる不利益も受けない。

4 職員等の責務

職員等は、運用通達別紙第1の「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員等が認識すべき事項についての指針」に定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように努め、注意する。

5 監督者の責務

監督者は、良好な勤務環境を確保するため、次の事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、防衛省が主催する教育に積極的に参加しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関して職員等の言動に十分な注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) セクシュアル・ハラスメントが職場に生じていないか、又は生じるおそれがないかに関して、職員等の言動、勤務態度等に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
- (3) セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申し出、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して不利益を受けていないか、又はそのおそれがないかに関して、職員等の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
- (4) 職員等からセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談があった場合には、真摯かつ迅速に対応すること。
- (5) 苦情相談への対応に当たり、関係者間のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らさないようにすること。

6 教育等

各部長、先端学術推進機構長及び総合情報図書館長並びに各学群長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るための教育を少なくとも、年2回実施し、総務部長へ別紙第1により報告するものとする。ただし、そのうち1回は別に総務部長が指定する集合教育等に管下の職員を参加させた場合は、これをもって教育の実施及び報告

に代えることができる。

7 苦情相談

- (1) 苦情相談を受ける相談員は、別紙第2のとおりとする。
- (2) 総務部長は、前号の規定に基づく相談員全員を記載した名簿を、各部課室等に通知するものとする。
- (3) 職員が相談員に苦情相談を行おうとする場合には、事前にその旨を相談員に申し出たうえ、苦情相談を実施する日時及び場所の指定を受けるものとする。

8 苦情相談への対応

- (1) 相談員は、運用通達別紙第2「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」に定めるところに従い、苦情相談に対応するものとする。
- (2) 相談員は、苦情相談への対応に当たり、関係者間のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

添付書類：別紙第1、別紙第2

セクシュアル・ハラスメント教育の実施報告

部・学群名

- 1 実施日時
- 2 教育者名
- 3 被教育者数
- 4 教育内容
- 5 その他

※ 実施日から1月以内に総務部長へ提出

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する相談員

相 談 員

総務部長、総務課長、教務課長、 訓練課長、学生課長、 事務官・技官、教官、自衛官のうち防衛大学校長の指名する職員
--

